

「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」の一部

及び「山梨県環境整備センター埋立管理規程」の一部改訂について

○平成22年12月22日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」が一部改正され、平成23年4月1日に施行されたことにより、廃石綿等（飛散性のもの）の埋立処分基準が、従来の二重梱包または固型化のいずれかの処置から、あらかじめ固型化等の措置を講じた後、二重梱包することと強化された。

○これを受け、「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」で定めた廃棄物の受入基準の一部及び「山梨県環境整備センター埋立管理規程」の一部を改訂することとしたい。

【改訂内容】

1 山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程 別表1 廃棄物の受入基準

改訂前	改訂後
<p>《廃石綿等（飛散性のもの）》 次の<u>いずれかの飛散防止措置が講じられていること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>厚さが0.15mm以上のプラスチック袋等に、空隙のない密封状態で二重梱包されていること</u></li> <li>・ <u>コンクリート等により固型化されていること</u></li> </ul>	<p>《廃石綿等（飛散性のもの）》 次の <u>飛散防止措置が講じられていること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>あらかじめ固型化、薬剤による安定化その他これらに準じる措置を講じた後、厚さが0.15mm以上のプラスチック袋等に、空隙のない密封状態で二重梱包されていること</u></li> </ul>

2 山梨県環境整備センター埋立管理規程

改訂前	改訂後
<p>《廃棄物の荷降ろし》 ただし、アスベスト廃棄物の荷降ろしに当たっては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) アスベスト廃棄物は埋立穴に直接荷降ろしする。</li> <li>2) 石綿含有産業廃棄物は湿潤化した状態の中で、できるだけ非破壊で作業を行なうこと。</li> <li>3) 廃石綿等は密閉状態が保たれるように扱い、<u>維持できていない場合は埋立地において密閉すること。</u></li> </ol>	<p>《廃棄物の荷降ろし》 ただし、アスベスト廃棄物の荷降ろしに当たっては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) アスベスト廃棄物は埋立穴に直接荷降ろしする。</li> <li>2) 石綿含有産業廃棄物は湿潤化した状態の中で、できるだけ非破壊で作業を行なうこと。</li> <li>3) 廃石綿等は密閉状態が保たれるように扱う <u>こと。</u></li> </ol>
<p>《廃棄物の荷降ろし・解説》 廃石綿等を荷降ろしする場合は、密閉状態が保たれるように留意して作業を行なうとともに、<u>密閉状態が維持されていない場合は、あらかじめ用意する容器へ収納するなどして、密閉状態とすることとする。</u></p>	<p>《廃棄物の荷降ろし・解説》 廃石綿等を荷降ろしする場合は、密閉状態が保たれるように留意して作業を行なう <u>こととする。</u></p>

○施行日

平成23年 月 日から施行する。